

(Eメール施行)

東北自研第110号
令和5年2月15日

東北各県総務部長
(職員研修担当課扱い)
秋田県自治研修所長
山形県職員育成センター所長
東北各県各市町村長
(職員研修担当部署扱い)
東北各県各一部事務組合管理者
(職員研修担当部署扱い)
東北各県各広域連合の長
(職員研修担当部署扱い)
地方独立行政法人の長

殿

公益財団法人東北自治研修所
代表理事 中村 今日子
(公印省略)

寄宿舍利用負担金の改定について(通知)

日頃より当財団が実施する研修を御利用いただき、また、東北自治総合研修センターの業務運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当財団理事会において寄宿舍規程の一部改正が可決されたことから、下記のとおり令和5年4月1日から寄宿舍利用負担金を改定することとなりました。

昨今の光熱費高騰による増額となりますが、引続き、経費の節減と快適な研修環境の確保に努めて参りますので、御理解の程よろしくお願いいたします。

記

1 改定金額(1泊当たり) (単位:円)

宿泊者種別	改定前金額	改定後金額	増加額
東北各県地方公共団体の職員	4,670 (1,370)	5,470 (1,370)	800 (0)
東北各県特定地方独立行政法人の職員	4,670 (1,370)	5,470 (1,370)	800 (0)
入居機関の役員及び職員	4,670 (1,370)	5,470 (1,370)	800 (0)
上記以外の者	5,470 (1,370)	6,270 (1,370)	800 (0)

※カッコ書きは宿泊利用負担金に含まれる朝食及び夕食代相当額

2 改定時期

令和5年4月1日

3 寄宿舍利用規程

別添のとおり

4 その他

本改定は令和4年10月24日付け東北自研第69号「寄宿舍利用負担金の改定等について」により事前にお知らせしていたものです。

担当:藤原
TEL 022-351-5771 FAX 022-351-5773
E-mail yu-fujiwara@thk-jc.or.jp